

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します

環境関連法規制等の動き 2024年8月(2024.7.23~2024.8.22)

法令情報

1. 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 <総務省令第78号>(2024.7.31公布、同日施行)

現状、消防法(第14条の3の2)に基づき、危険物の規制に関する政令(第8条の5)で定める危険物を取り扱う地下タンク等を有する製造所等では、1年に1回以上定期点検を行う必要があります。今回、常時監視の装置の設置等が講じられ、かつ、市町村長等が保安上支障はないと認める場合に、市町村長が定める時期に点検を行えるようになりました。

同法に基づく当該設備の定期点検において適用できます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=860202402&Mode=1>

<参考>消防庁ホームページ https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/240731_kiho_223.pdf

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 2024年度本格運用 開示制度参加宣言事業者名リスト(7月末)を公表しました。(2024.8.1 経産省)

今年度から省エネ法定期報告情報の開示制度の本格運用が始まりました。本制度に基づく開示シートは、事業者の省エネ・非化石転換を促すための有益な情報で、他社の取組を自社の省エネ・非化石転換の取組の参考とすることができ、産業界全体の省エネ・非化石転換の取組の底上げに繋がることが期待されます。資源エネルギー庁は、2024.7.31までに参加を宣言した特定事業者895者のリスト並びに開示シートを公表しました。

<参考>経産省ホームページ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/

2. 「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第三版)」について

(2024.8.22 環境省)

2012年の再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度開始以降、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー発電の導入が促進される一方、太陽光パネルの寿命は20~30年程度で2030年代後半に想定される廃棄のピークに十分に対応できる計画的な対応が必要となっています。今般、環境省は「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」の見直しを行いました。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03414.html

意見募集情報

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律におけるペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)関連物質に係る措置(案)に関する御意見の募集について (2024.8.1厚労省)

ストックホルム条約の附属書A(廃絶)に追加されたペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)又はその塩及びPFHxS関連物質のうち、これまで未指定であったPFHxS関連物質について、化審法の第一種特定化学物質に指定し、その製造、輸入を原則禁止等します。厚労省は、2024.9.5まで意見募集を行っています。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595224025&Mode=0>

2-1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する

ご意見の募集について (2024. 7. 26厚労省)

-2. 「NPE又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品で

NPEが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（案）」に対するご意見の募集について

(2024. 8. 2厚労省)

工業用洗剤(繊維・金属製品など)やプラスチック・ゴム乳化剤等として使用されるポリ(オキシエチレン)＝アルキルフェニルエーテルの一つ、NPEを、製造者・輸入者は事前の予定数量および事後の実績数量の届出が必要等ある第二種特定化学物質に指定する(-1)とともに、同物質が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定めます(-2)。厚労省は、2024. 8. 30(-1)及び2024. 9. 6(-2)まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595124089&Mode=0>

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595124091&Mode=0>

公募情報

1. 2023年度「建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業」の3次公募開始について (2024. 8. 6 環境省)

本事業では、民間企業等を対象に2050年ネットゼロの実現、そのための温室効果ガスの2030年度46%減(2013年度比)の早期達成に寄与するため、建築物等における省CO2化の普及拡大を進めます。内容は、既存の非住宅建築物の省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援等します。公募期限は2024. 10. 21です。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03572.html

以 上